

令和2年度 事前評価実施地区一覧表

整理番号	都道府県	事業実施主体	事業名	事業実施地区名		総便益 (千円) B	総費用 (千円) C	分析結果 B/C	チェックリスト															備考		
									I 必須事項					II 優先配慮事項												
									1	2	3	4	5	1 有効性		2 効率性	3 事業の実施環境等									
									(1)		(2)		(1)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)					
1	北海道	北海道局	宗谷	森林環境保全整備	宗谷森林計画区	そうや	29,397,605	3,651,685	8.05	○	○	○	○	○	B	A	B	A	A	A	A	A	A	B	A	A
2	北海道	北海道局	胆振東部	森林環境保全整備	胆振東部森林計画区	いぶりとうぶ	47,735,756	5,365,783	8.90	○	○	○	○	○	B	A	B	A	A	A	A	A	A	B	A	A
3	北海道	北海道局	網走中部	森林環境保全整備	網走東部森林計画区	あばしりとうぶ	64,630,218	20,267,503	3.19	○	○	○	○	○	B	A	B	A	A	A	A	A	B	A	A	
			網走南部																							

記載要領

1. 治山事業、森林整備事業ごとに別様とする。
2. 事業実施主体は、事業を実施する森林管理署等の名称を記載する。
3. 事業名は、治山事業にあつては、「国有林治山事業実施要領」の第3に定める事業区分を記載する。森林整備事業にあつては、森林環境保全整備事業又は森林居住環境整備事業の別を記載する。
4. 事業実施地区名は、運用第2の区分による。事業実施地区名には、ふりがなを付す。
5. 総便益及び総費用は、千円未満四捨五入とし千円単位で記載する。
6. 分析結果は、小数点以下第3位四捨五入とし小数点以下第2位まで記載する。
7. チェックリストの各項目は、各判定基準に基づき、必須事項については「○」又は「－」を、優先配慮事項については「A」、「B」、「C」又は「－」を記載する。

チェックリスト判定基準（森林環境保全整備事業【国有林】）

I 必須事項

評価の内容	判定基準
1. 事業の必要性が明確であること（必要性）	区域内の森林資源、路網整備の現状及び森林施業の動向からみて、事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること	地域内の自然的条件、国有林の地域別の森林計画等に示す指針及び林道規程等の基準、これまでの施業実績等に照らして、技術的に可能な計画となっていること。
3. 事業による効果が十分見込まれること（効率性）	$B/C \geq 1.0$ であること。
4. 管理経営の指針に適合していること	地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画に基づいていること。
5. 自然環境の保全、景観への配慮がなされていること	整備内容ごとに、次の事項に該当すること。 ・森林整備にあつては、機能区分ごとの管理経営の考え方に即して、地形、地質等の自然条件に応じて適地適木、適期作業が行われるとともに、必要に応じて景観に配慮した望ましい施業が計画されていること。 ・路網整備にあつては、土地の形質の変更を最小限に抑えるとともに、必要に応じて野生動植物との共存や景観に配慮した施設が計画されていること。また、早期緑化等の取り組み、残土処理場の確保及び保全施設の計画がなされていること。